

# 計画変更床面積算定表

建築基準法第6条第1項の規定による計画の変更の確認を申請します。この申請による計画変更事項、計画変更床面積及び計画変更申請手数料はつぎのとおりです。

尼崎市建築主事 様

前回 確認年月日番号 平成 年 月 日 / 第 \_\_\_\_\_ 号

設計者氏名 \_\_\_\_\_

	計画変更事項	計画変更の有無	対象床面積	変更に伴う床面積
第1項	一 敷地に接する道路の幅員、敷地が道路に接する部分の長さ、敷地面積、敷地境界線又は建物の位置の変更	有 ・ 無	申請に係る建築物の建築面積 (変更事項)	m <sup>2</sup>
	二 建築面積の変更	有 ・ 無	変更される建築面積	m <sup>2</sup>
	三 高さ又は階数の変更	有 ・ 無	高さを変更される部分の床面積又は変更される階の床面積	m <sup>2</sup>
	四 床の変更	有 ・ 無	変更される部分の床面積	m <sup>2</sup>
	五 階段の変更	有 ・ 無	変更される部分の水平投影面積	m <sup>2</sup>
	六 柱、梁又は桁の変更	有 ・ 無	変更に係る柱、梁又は桁が荷重を負担する部分の床面積	m <sup>2</sup>
	七 壁の変更	有 ・ 無	室の面積× (変更する壁長/全壁長)	m <sup>2</sup>
	八 屋根、軒、軒裏ひさし又は天井の変更	有 ・ 無	変更される部分の水平投影面積	m <sup>2</sup>
	九 開口部の変更	有 ・ 無	変更される開口部の面積	m <sup>2</sup>
	十 土台、基礎又は基礎ぐいの変更	有 ・ 無	土台、布基礎・・・壁に準じた面積その他の基礎、基礎ぐい・・・柱に準じた面積	m <sup>2</sup>
	十一 小屋裏の変更	有 ・ 無	変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積	m <sup>2</sup>
	十二 斜材	有 ・ 無	変更される部分の水平投影面積	m <sup>2</sup>
	十三 建築設備（法第87条の2第1項に該当するものを除く。）の変更	有 ・ 無	変更される建築設備の水平投影面積	m <sup>2</sup>
第2項 前各号以外の変更	有 ・ 無	30 m <sup>2</sup> 以下であるものとして扱う (変更事項)	m <sup>2</sup>	
小 計 (S)				m <sup>2</sup>
(a)	計画変更床面積の小計 (S) の 1/2	小計 (S) が変更前の計画の床面積の合計を超える場合は、計画前の計画の床面積の合計を上限とする。		m <sup>2</sup>
(b)	床面積の増加面積			m <sup>2</sup>
算定した変更に係る部分の床面積の合計 (a) + (b) =				m <sup>2</sup>
計画変更申請手数料				円

(注記)

1. 準則第1第1項第1号に該当する変更がある場合は、その変更事項を記載してください。
2. 準則第1第2項に該当する変更がある場合は、その変更事項を記載してください。
3. 変更の内容が第1「第1項各号」及び「第2項」の項目の複数に該当する場合は、項目ごとの床面積の合計を記載してください。ただし、変更部分が重複して該当する場合は、当該重複している部分（床面積）を加算する必要はありません。
4. 変更に伴う床面積の算定については準則に従い算定してください。なお、不明な点等がありましたら係員に協議してください。
5. 変更に伴う床面積算定根拠の求積表を添付してください。